

京都府海岸漂着物等対策推進地域計画

平成23年12月策定

令和3年3月改定

目 次

1	趣旨	1
2	京都府の海岸の特性並びに海岸漂着物等の状況及び課題	2
(1)	京都府の海岸の特性	2
(2)	海岸漂着物等・河川ごみの現状	3
(3)	海岸漂着物等の回収状況等	5
(4)	海岸漂着物等・河川ごみに係る地域の取組	6
(5)	課題	7
3	海岸漂着物等対策の基本的な方針	8
(1)	海岸漂着物等の円滑な回収・処理	8
(2)	海岸漂着物等の効果的な発生抑制	8
(3)	海岸漂着物等に係る普及啓発・環境教育	8
(4)	多様な主体との連携	8
4	海岸漂着物等対策の推進	9
(1)	海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進	9
(2)	海岸漂着物等の発生抑制対策の推進	10
(3)	海岸漂着物等の削減に資する普及啓発・環境教育の推進	11
(4)	多様な主体との連携の推進	11
5	海岸漂着物等対策を重点的に推進する区域	13
6	海岸漂着物等対策推進地域計画の推進	15
	参考資料	16

1 趣旨

海岸は、人々の生活や漁業、流通、商工業などの経済活動を支えるとともに、豊かな海辺の生態系を育んでいます。また、その美しい景観、波の音、潮の香り、水平線の輝きなどは多くの人々を魅了し、憩いや安らぎを与える貴重な自然空間を形成しています。

その一方で、津波被害をはじめ過去の幾多の災害にみられるように、海岸は、自然界の脅威が人々の生命や生活に甚大な影響を及ぼす危険性を抱えるエリアでもあります。

海岸を含む海辺の環境は、これまで地域住民をはじめ多くの人々の不断の努力の積み重ねによりその保全が図られてきたものです。

しかし、近年、海岸に国内外から大量の漂着物が押し寄せ、また、不法投棄等に伴って海上へ流出した廃棄物が広く海岸に漂着することにより、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失や海岸環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への悪影響などが生じています。

京都府においては、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、平成 23 年 12 月に、京都府海岸漂着物対策推進地域計画（以下「当初地域計画」という。）を策定したところです。

その後も、海洋ごみが海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海洋ごみに係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、一層の海岸環境並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、海岸漂着物処理推進法が改正されました。併せて、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等^{*1}の円滑な処理及び発生抑制を図るために必要な施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が変更され、流域圏で関係主体が一体となった対策、漁業者の協力を得て漂流ごみ等^{*2}の処理を行うこと、使い捨てプラスチックの排出抑制などが追加されています。

さらに、国は令和元年 5 月に、「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、同年 6 月には、G20 大阪サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されるなど、プラスチックごみに対する世界的な関心が高まっており、海岸漂着物等対策を一層進める必要があります。

このような状況を踏まえ、京都府では、海岸漂着物処理推進法第 14 条第 1 項の規定及び基本方針に基づき策定した当初地域計画を改定し、市町、漁業者、企業等と連携して海岸漂着物等の回収・処理を実施するとともに、内陸域を含めた市町村、企業等と連携し、流域圏で関係者が一体となった海岸漂着物等対策を実施します。

※ 1、2 海岸漂着物処理推進法第 2 条により、次のとおり規定されている。

海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物

漂流ごみ等：我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物

海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等

2 京都府の海岸の特性並びに海岸漂着物等の状況及び課題

(1) 京都府の海岸の特性

京都府の海岸は、府北部の日本海側に位置し、福井県界から兵庫県界までの総延長約 315km の丹後半島沿岸です。

海岸線は、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園、山陰海岸国立公園に指定されており、リアス式の入り組んだ地形が織りなす風光明媚な景勝地と、日本三景の一つ「天橋立」に代表される白砂青松の美しい砂浜が、優れた自然景観を形成しています。夏には海水浴等の海洋性レクリエーションの場として、また冬には、海の味覚や温泉を楽しむ保養地として、地元はもとより京阪神からも多くの人々が訪れ、広く利用されています。

また、経ヶ岬（京丹後市）から鳥取県まで東西約 110 キロメートルにわたる海岸部は、地質学的に貴重な価値を有することから、山陰海岸ジオパークとして、ユネスコ世界ジオパークに認定されています。

■表 1 京都府の海岸総延長（河口部を除く）

（令和 2 年 3 月末現在）

分 類	海岸管理者等 ^{※3}	海岸線延長 (m)	海岸保全区域 ^{※4}	
			延 長 (m)	指定海岸数 ^{※5}
港湾海岸	府	132,901	69,231	33
一般海岸	府	99,109	16,416	11
	市	1,757	0	0
漁港海岸	府	7,854	1,400	1
	市町	73,591	20,633	14
農地海岸	市町	1,274	1,274	7
合 計		316,486	108,954	66

※3 「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者（港湾管理者、漁港管理者、農地海岸管理者等）

※4 「海岸保全区域」とは、海岸法第 3 条の規定により、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があるとして指定された区域をいう。

※5 「指定海岸」とは、海岸保全区域の指定を受けた区域をいう。

(2) 海岸漂着物等・河川ごみの現状

ア 日本の海岸漂着物等の現状

環境省の「平成30年度海岸漂着ごみ調査の結果について」では、海岸漂着物等中の人工物・自然物の割合、人工物の割合が示されています。これによると、海岸漂着物等（人工物、自然物）の割合（重量ベース）は、紋別、岩内、深浦、小名浜、富津、松江、日南及び南さつまで自然物の割合が高く、また、八丈及び岬で人工物の割合が高いという結果が得られています。また、人工物の割合は、プラスチックの割合が高い地点が多く、プラスチックの主なものは、飲料用ペットボトル、漁網、ブイ等となっています。

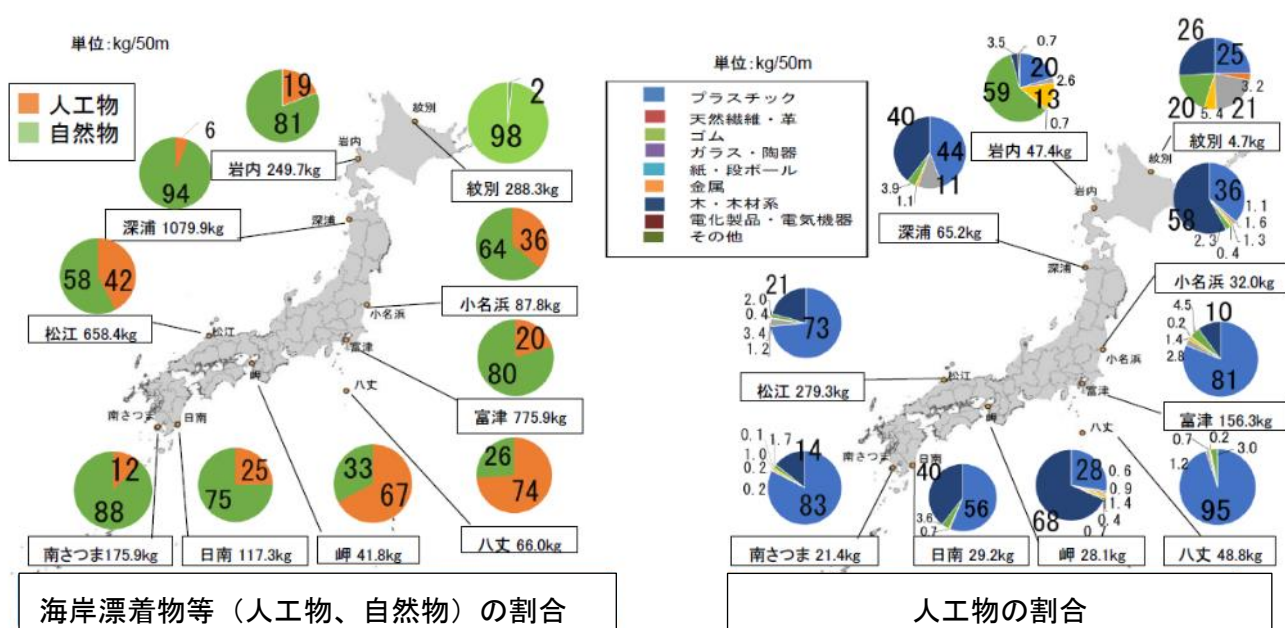


図1 平成30年度海岸漂着ごみ調査の結果（環境省）

イ 京都府の海岸漂着物等の現状

京都府内の海岸に漂着する海岸漂着物等の状況（種類、重量、由来）を把握するため、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和2年6月）」に基づき、瀬崎漁港海岸（舞鶴市）及び岩田海岸（京丹後市）で海岸漂着物等実態把握調査を行いました。

岩田海岸では、プラスチックが62%（漁具は全体の40%）（重量比。以下イにおいて同じ。）、流木等が19%とプラスチックが過半数を占めましたが、瀬崎漁港海岸では、プラスチックが37%（漁具は全体の15%）、流木等が44%であり、流木が多くを占めました。

また、漂着したペットボトルに記載されている言語（言語が判別できたものに限る。）は、瀬崎漁港海岸では日本語43%、外国語57%、岩田海岸では日本語30%、外国語70%であり、岩田海岸の方が瀬崎漁港海岸よりも国外からの海岸漂着物等が

多く漂着していると考えられる結果となりました。

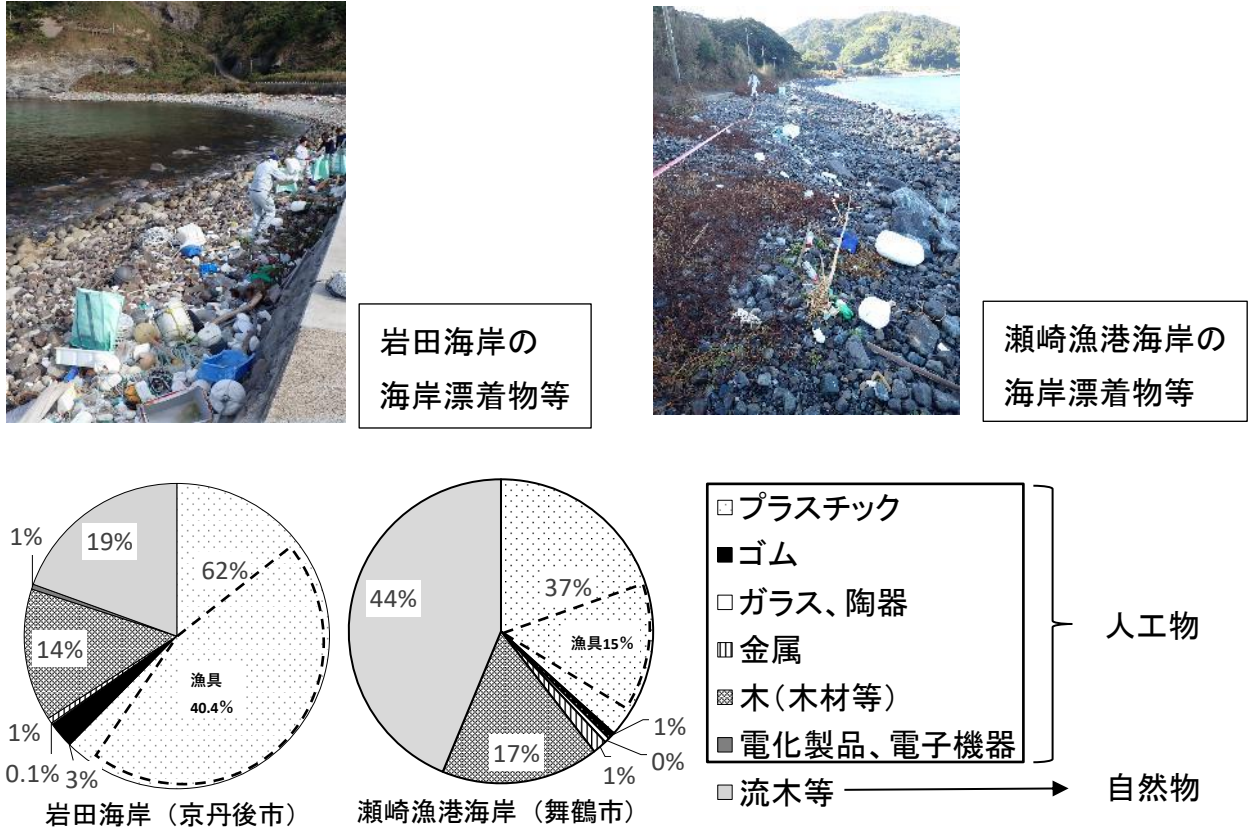


図2 海岸漂着物等の組成割合 (重量比)

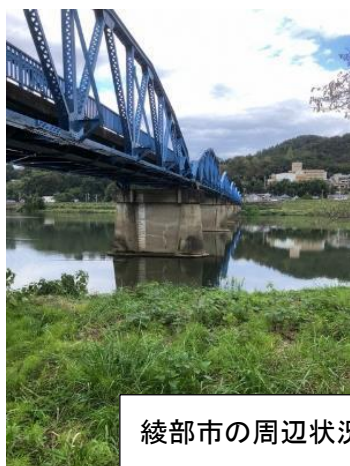
ウ 京都府の河川ごみの現状

海岸漂着物等は、海洋や沿岸部で投棄されたものに加え、河川を經由して海洋に流出し、海岸に漂着するものがあります。内陸域に由来するごみの流出防止対策を検討するにあたり、由良川（上流、中流の各1箇所）においてどのようなごみが河川へ流出する傾向にあるのかを調査した結果、南丹市では、河川ごみの9割以上がプラスチック（レジ袋・容器包装等）で、綾部市でも同様の結果でした。

なお、調査は、国土交通省「河川ゴミ調査マニュアル」に基づき、平均的にごみが散乱している区間10m（河川と平行の区間）を選定し、この10m幅のごみを令和2年10月に調査しました。



南丹市の周辺状況と河川ごみを集積した状況



綾部市の周辺状況と河川ごみを集積した状況

(3) 海岸漂着物等の回収状況

平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で行われた海岸漂着物等地域対策推進事業（環境省補助事業）による京都府内での回収実績は、表 2 のとおりです。これによると、当該 5 年間の海岸漂着物等の回収実績は 1 年当たり 169～327 トンでした。

なお、台風や豪雨等の発生による影響もあるため、回収量は、年度ごとに変動が見られます。当該事業で回収された海岸漂着物等は各市町において処理されており、ほとんどが直接埋立処分されています。

■表 2 海岸漂着物等地域対策推進事業による回収実績

市町	重点区域数	回収した海岸漂着物等 (t)				
		H27	H28	H29	H30	R1
京丹後市	26	111.7	113.3	144.1	232.4	249.3
伊根町	5	7.1	4.5	5.9	7.1	7.1
宮津市	13	14.1	26.6	42.6	22.2	17.1
与謝野町	1	3.6	2.4	3.3	21.8	5.1
舞鶴市	4	32.4	43.6	97.5	43.6	37.0
合計	49	168.9	190.4	293.4	327.1	315.6

京都府海岸漂着物等地域対策推進事業実績報告書から抜粋

(4) 海岸漂着物等・河川ごみに係る地域の取組

海岸漂着物等や河川ごみの回収は、海岸管理者等や河川管理者等において、それぞれの廃棄物の状況に応じて行われていますが、日頃の海岸清掃や河川清掃については、地域の住民や団体によって担われている事例も多く見られます。かけがえのない地域の財産を守るため、地域の住民や団体による継続的な取組が各地で行われており、そのうち4つの事例を紹介します。

ア 「琴引浜」における取組

琴引浜は、「鳴砂（なきすな）」の浜として有名で、平成19年に国の天然記念物及び名勝に指定されており、地域の方が協力して清掃活動を実施し常に美しい景観が保たれています。この琴引浜では、平成6年から毎年環境保全の啓発をねらいとした音楽祭「はだしのコンサート」が開催されています。『あなたの拾ったゴミが入場券』を合言葉に、琴引浜で拾ったゴミをチケットとして会場に入場し、ミュージシャンの生演奏や歌を聴くことができるコンサートで、毎年市内外から多くの方が参加されます。また、最近はマイクロプラスチックの啓発にも取り組んでいます。

イ 「天橋立」における取組

日本三景の一つに数えられる景勝地「天橋立」は、季節を問わず多くの方が訪れる丹後地域の重要な観光スポットの一つです。「天橋立」の環境を保全し、適正な利用を図るため、昭和40年に発足した「天橋立を守る会」やボランティアにより清掃が行われており、毎年、千人以上が参加しています。この活動は、天橋立の世界遺産登録に向けた活動の一つにもなっています。

ウ 「由良川」における取組

平成25年度から開始された京都府立綾部高等学校が主催する市民参加型河川清掃活動として、由良川クリーン作戦があります。地元企業に加え、学校・行政機関（市・府・国）が参加しているだけでなく、淀川流域の活動団体も参加し、流域を越えた広がりを見せています。

エ 「保津川（桂川）」における取組

保津川を中心とした河川環境の保全と内陸域から流出する海岸漂着物等発生抑制の気運を高めるために「保津川の日」（3月第1日曜日）が設定されています。当日は、広大な河川エリアでの清掃活動が行われ、参加者一人一人の河川環境保全や海岸漂着物等発生抑制への意識向上が図られるとともに、亀岡市民や関係団体、流域関係者等のコミュニケーションやネットワーク構築の場となっています。

(5) 課題

海岸漂着物等の回収・処理の状況、海岸漂着物等実態把握調査の結果を踏まえ、今後の対策に向けての課題は、次のとおりと考えられます。

ア 回収・処理に係る課題

- ・海岸漂着物等の回収・処理は、コストが高く、現地で回収する担い手不足も深刻であるため、市町による回収・処理の負担軽減が必要です。
- ・漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶航行の障害や漁場環境悪化の要因にもなっており、その対策が必要です。
- ・漂流ごみ等は、海岸漂着物と異なり、港湾・漁港区域等の管理区域外の海域には処理主体が明確でないものもあるため、関係主体の連携が必要です。
- ・海洋プラスチックごみの5割程度は、漁具であることから、漁具の海洋への流出防止及び円滑な回収・処理が必要です。
- ・海岸漂着物等は塩分の付着などにより沿岸自治体における焼却処理等が困難なものがあり、最終処分場の容量が逼迫しているにも関わらず大半が直接埋立処分されているため、埋立処分量を減少させる取組が必要です。

イ 発生抑制に係る課題

- ・海岸漂着物等実態把握調査の結果から、人工物のうちプラスチックが多く、環境中で砕け、マイクロプラスチック化するため、プラスチックごみを流出させないことが重要です。また、使い捨てプラスチックの削減を推進することが必要です。
- ・海岸漂着物等の中には、内陸域から河川等を通じて海域へ流出したペットボトルやレジ袋といったプラスチック等の生活系ごみ、流木等の自然由来のものがあり、発生側の内陸域と一体となって発生抑制対策を講じることが必要です。
- ・プラスチック代替品の普及拡大は、マイクロプラスチック対策となり得るため、代替となる海洋生分解性プラスチックなどの開発が必要です。

ウ 普及啓発・環境教育に係る課題

- ・内陸域においても地域の清掃活動や企業の独自の取組が行われてきていますが、府民一人一人が海岸漂着物等の現状及びその発生原因等を認識できるよう、情報の発信、環境教育等による意識の向上が必要です。

エ 多様な主体との連携に係る課題

- ・国、京都府、市町村、地域団体、企業等が積極的に海岸漂着物等対策を進め、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力することが必要です。
- ・京都府内の海岸漂着物等には、国外や京都府外からの影響が考えられ、反対に、京都府内を発生源とするごみが国外や京都府外に影響を及ぼしていることも考えられることから、国や他府県との連携による対策を推進することが必要です。

3 海岸漂着物等対策の基本的な方針

京都府における海岸漂着物等対策を推進するための基本的な方針は、次のとおりです。

(1) 海岸漂着物等の円滑な回収・処理

- ・海岸漂着物等の回収・処理については、海岸管理者等が、必要な措置を講じます。
- ・また、海岸漂着物等対策の経緯や組織等地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理に関して、京都府、市町、企業、漁業者等が一体となって取組を進める体制を確立します。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・京都府内由来の海岸漂着物等の発生を抑制するため、沿岸域だけでなく内陸域においても、京都府、市町村、地域団体、企業等が一体となって、ごみの発生抑制や不法投棄防止のための対策を推進します。
- ・使い捨てプラスチック（容器包装、製品）のリデュースやリユースにより、プラスチックごみの排出を抑制するとともに、海洋生分解性プラスチックの開発・普及を支援します。

(3) 海岸漂着物等に係る普及啓発・環境教育

- ・海岸漂着物等対策を府民一人一人で推進するため、海岸保全の大切さや海岸漂着物等対策の必要性等について府民への普及啓発や環境教育を推進します。

(4) 多様な主体との連携

- ・京都府海岸漂着物等対策推進協議会を通じた連携に留まらず、国、京都府、市町村、地域団体、企業等が連携・協力し、課題に応じ、関係者一体となって取り組みます。

4 海岸漂着物等対策の推進

(1) 海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進

ア 関係者の役割

次の(ア)から(キ)の関係者は次の役割を認識するものとします。

(ア) 海岸管理者等

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の回収・処理のために必要な措置を講じるものとします。

(イ) 京都府

京都府は、京都府域における海岸漂着物等の回収・処理が、計画的かつ効率的に実施されるよう、関係者間の調整等を実施します。

(ウ) 市町

市町は、海岸管理者等が行う海岸漂着物等の回収・処理が円滑に実施できるよう、海岸漂着物等の回収・処理に協力するものとします。

(エ) 地域団体

地域団体は、自らの生活環境を構成する海岸の美化に努めるとともに、海岸管理者等、京都府、市町が行う施策に協力するものとします。

(オ) 海岸利用者

海岸利用者（住民、観光客等）は、ごみを持ち帰るなど、廃棄物の飛散・流出防止に努めるものとします。

(カ) 占有者等

土地の占有者、所有者又は管理者は、その占有等する海岸の土地の清潔が保たれるように努めるものとします。

(キ) 漁業者

漁業者は、漁具の流出防止のために、漁港等の陸上における適正な管理や操業前後の点検等の実施に努めるとともに、海岸漂着物等の回収に協力するものとします。

イ 回収・処理の推進

海岸漂着物等を適切かつ効果的に回収・処理することにより、海岸の良好な環境を守り、環境保全を図るため、関係者は、それぞれの役割を認識し、次の対策を推進するものとします。

(ア) 海岸漂着物等の回収時期・頻度

個々の海岸の立地上の特性を考慮し、現地確認等の実施により海岸漂着物等の種類及び量、海岸の利用形態、景観との関係を踏まえ、京都府は、海岸管理者等、市町、地域団体等と協議して回収時期等を決定し、計画的かつ効率的な回収を促進します。

(イ) 関係市町に対する支援

京都府は、関係市町に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援を行うとともに、安全性を確保しながら、ボランティア活動による海岸漂着物等の回収・処理を促進するとともに、災害により大量の海岸漂着物等が発生した場合等の連絡体制を構築します。

(ロ) 企業等との連携による回収促進

京都府は、海岸漂着物等の回収の担い手不足を補うため、プラスチック製品を製造・販売する企業やボランティアなどと連携した海岸清掃活動により回収を促進します。

(ハ) 関係市町・漁業者と連携した漂流ごみ等の回収を促進

京都府は、関係市町、漁業者と連携するとともに、国の補助金を活用し、漂流ごみ等の回収を促進します。

(ニ) 漁具の海洋への流出防止等

京都府は、漁具の海洋への流出防止対策に加えて、海岸漂着物等の回収についても漁業者と連携して取り組むためのプラットフォーム（構成員：漁業者、市町、京都府等）を設置します。

(ホ) 市町村等への廃棄物処理施設の整備の支援

市町村等は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に処理するために廃棄物処理施設の整備を推進することが必要です。

京都府は、環境省の交付金を活用し、海岸漂着物等の処理施設の整備を支援します。

(ヘ) 海岸漂着物等実態把握調査の実施

京都府は、市町と連携し、調査地点を定めて、毎年度、海岸漂着物等の組成・量等を継続的に調査することで海岸漂着物等の実態把握や河川からの影響を把握し、毎年度、京都府のホームページで情報発信を行うとともに、発生抑制対策にもつなげます。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

ア 使い捨てプラスチックの削減

京都府は、市町村と連携しながら、イベントや協力店舗でマイボトル・マイバッグ普及活動を実施し、海洋へのプラスチック流出の原因となるペットボトルやレジ袋等の使い捨てプラスチックの削減を進めます。

イ 内陸域を含めた市町村、企業等と連携した清掃活動の促進

内陸域から河川を経て海域に流出する海岸漂着物等の発生を抑制するため、京都府は、市町村や企業と連携し、河川敷でスポーツGOMI拾いを促進するなどにより、前述の由良川や保津川での取組の拡大を図り、内陸域から海岸漂着物等の効果

的な発生抑制を行います。

ウ 海洋生分解性プラスチックの開発・普及支援とマイクロプラスチックに係る情報収集

京都府は、海洋生分解性プラスチックの開発・普及状況やマイクロプラスチック対策の情報収集等を行うとともに、開発者等に対する支援を行います。

エ 不法投棄の監視指導の強化等による未然防止

海岸漂着物等の発生源となる廃棄物の発生抑制を図るため、海岸管理者等は、海岸利用者（住民、観光客等）や占有者等に対して適正な海岸利用を働きかけるとともに、海岸におけるたばこ、ペットボトル等のポイ捨て防止等の対策を推進します。

また、京都府及び市町村は、海岸漂着物等の発生源となる廃棄物の不適正な処理や不法投棄を未然に防止するため、廃棄物の適正処理のための指導や監視パトロールの強化、警察との連携による厳格な指導等、早期発見・早期着手・早期解決に向けた対策を推進します。

オ 災害に強い森づくり等の推進

京都府は、治山事業や防災事業などにより、荒廃した森林の整備や倒木除去による流木発生防止等、予防的な対策を強化します。

(3) 海岸漂着物等の削減に資する普及啓発・環境教育の推進

京都府は、使い捨てプラスチックの削減に関して、市町村等と連携し、マイバッグ、風呂敷及びマイボトルの利用拡大やプラスチック素材の過剰包装を断ることなどの普及促進を実施するとともに、イベントでの海岸漂着物等の展示などによる環境教育を促進します。

また、海岸管理者等、京都府、市町村は、清掃活動や環境教育の場において、海岸保全の重要性や地元の方々の取組の紹介などを行うとともに、様々な広報媒体も活用しながら、京都府の海岸の価値とその保全の大切さについての情報を広く発信します。

(4) 多様な主体との連携の推進

ア 京都府海岸漂着物等対策推進協議会を核とした連携の強化

京都府では、国、京都府、市町村、地域団体を構成メンバーとして連携し、効率的かつ効果的な対策を実施するために設置した「京都府海岸漂着物等対策推進協議会」で情報の共有、計画的な対策の実施に向けた調整を進めます。

また、日本海沿岸市町に加え、由良川の内陸域の市町や淀川流域の市町村についても構成員を拡大し、流域一体となって取り組むとともに、課題に応じ、企業等とも一体となった取組を進めます。

イ 関西広域連合との連携

関西広域連合は、マイボトルやマイバッグの持参運動等を通じた3Rの推進を継

続しつつ、プラスチックごみによる海洋汚染防止にも取り組むため、令和元年5月に「関西プラスチックごみゼロ宣言」を発出しました。

また、令和2年度からプラスチック対策検討会を設置し、プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみの散乱・流出防止等に取り組んでおり、京都府においても、関西広域連合の活動趣旨を踏まえ、連携して淀川流域の海岸漂着物等対策を進めます。

ウ 近隣府県・国との連携

京都府は、海岸漂着物等が他県から流出したものであると明らかに認められるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又は意見を聴いて、当該他県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制に関して協力を求めます。同様に京都府が協力を求められた場合は、協力を求めた府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理や発生抑制のために、必要な措置を講じるよう努めます。

また、京都府は、国に対し、海岸漂着物等の回収・処理を行う市町の支援に十分な国庫補助（災害発生時の国土交通省、農林水産省及び環境省の補助、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業）の確保に努めるとともに、海岸漂着物等の多くが対岸諸国等から流出したものであると明らかに認められるときは、国に外交上の適切な対応を要請します。

さらに、海岸漂着物等の処理コスト高の原因となっている塩分対策については、全国的な課題であり、引き続き国に対して海岸漂着物等のリサイクル技術等に係る政策提案を行うなど必要な取組を進めます。

5 海岸漂着物等対策を重点的に推進する区域

海岸漂着物等対策は、全ての海岸を対象に実施するものですが、海岸の利用状況や景観形成上の観点（良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、観光、漁業等）から特に海岸漂着物等対策を重点的、優先的に推進する必要がある区域（以下「重点区域」という。）を設定し、効率的かつ効果的な対策を実施します。

重点区域は、海岸管理者及び市町の意見を踏まえ、当面、表3に掲げる海岸の区域とします。なお、重点区域は、海岸漂着物等の漂着等状況に応じ、適宜、区域の見直しを行います。

■表3 重点区域（西側から順に記載）

市町名	海岸名	海岸特性	海岸管理者等
京丹後市	蒲井海岸	海水浴場	京丹後市
	蒲井東海岸	景観形成地	
京丹後市	湊宮葛野海岸	景観形成地	京都府
	浦明神崎海岸	景観形成地	
	久美浜海岸	景観形成地	
	大明神河内海岸	景観形成地	
	大向海岸	景観形成地	
	箱石湊宮葛野海岸	海水浴場	
	浜詰海岸	海水浴場	
	浅茂川海岸	海水浴場	
	小浜海岸	海水浴場	
	琴引浜	海水浴場	
京丹後市	上向海岸	景観形成地	京都府
	下向海岸	景観形成地	
京丹後市	砂方漁港海岸	海水浴場	京丹後市
	間人漁港海岸	海水浴場	
京都府	後ヶ浜海岸	海水浴場	京都府
	立岩海岸	海水浴場	
京丹後市	竹野海岸	海水浴場	京丹後市
京都府	此代海岸	景観形成地	京都府
	上野平海岸	海水浴場	
	久僧海岸	海水浴場	

	中浜海岸	海水浴場	京丹後市
			京都府
	尾和海岸	景観形成地	京都府
	袖志海岸	海水浴場	京丹後市
	岩田海岸	景観形成地	京都府
伊根町	蒲入海岸	景観形成地	伊根町
	本庄漁港海岸	景観形成地	
	浦島漁港海岸	海水浴場	
	前ヶ浜海岸	景観形成地	
	泊漁港海岸	海水浴場	
	新井漁港海岸	景観形成地	
	伊根漁港海岸	景観形成地	
宮津市	大島海岸	景観形成地	宮津市
	岩ヶ鼻海岸	景観形成地	
	里波見海岸	景観形成地	
	江尻海岸	海水浴場	京都府
	天橋立海岸	景観形成地・海水浴場	
	大垣海岸	景観形成地	
	溝尻海岸	景観形成地	
与謝野町	岩滝海岸	景観形成地	京都府
宮津市	文珠海岸	景観形成地	京都府
	栗田田井海岸	景観形成地	宮津市
	島陰海岸（農地保全海岸）	景観形成地	
	島陰海岸（漁港海岸）	景観形成地	
	栗田漁港海岸	景観形成地	
	由良海岸	海水浴場	京都府
舞鶴市	神崎海岸	海水浴場	京都府
	瀬崎漁港海岸	景観形成地	舞鶴市
	竜宮浜漁港海岸	海水浴場	
	野原漁港海岸	海水浴場	
	田井海岸	景観形成地	

6 海岸漂着物等対策推進地域計画の推進

京都府は、「京都府海岸漂着物等対策推進協議会」において、計画の進捗状況を毎年度把握・評価します。また、「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」を「京都府循環型社会形成計画」の下位計画に位置付けるとともに、関連が深い「京都府プラスチックごみ削減実行計画」と併せて、京都府環境審議会における評価を含めた徹底したP D C Aサイクルにより、統合的に進行管理を行うとともに、結果を検証し、必要に応じて本計画を変更します。

參考資料

漂着ごみ組成調査の結果

- 1 実施日 令和2年10月28日
- 2 場所 岩田海岸（京丹後市）
- 3 方法 地方公共団体向け漂着ごみ組成調査がト`ラインに準拠



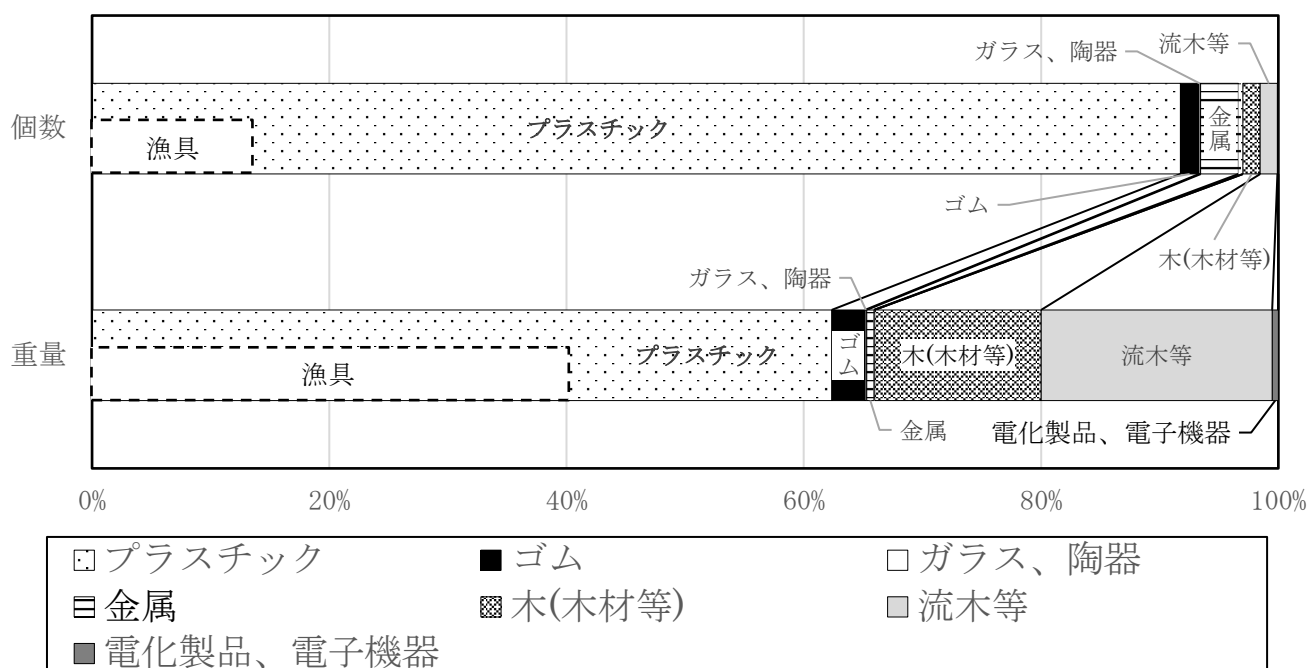
4 調査結果

○組成調査

分類項目		個数	重量(kg)
人工物	プラスチック	2,398	509.4
	漁業関係	357	329.9
	漁業関係以外	2,041	179.5
	ゴム	41	22.9
	ガラス、陶器	4	1.2
	金属	83	4.9
	木（木材等）	38	114.7
	電化製品、電子機器	2	4.3
	その他	10	0.5
	小計	2,576	657.9
流木等	38	159.1	
合計	2,614	817.0	

○言語分類調査

言語	ペットボトル (個数)	ボトルキャップ (個数)	漁業用浮子(個数)
日本語	141	2	-
中国語	225	2	-
韓国語	80	1	-
ロシア語	22	-	-
その他	0	-	-
不明	970	3	-
合計	1,438	8	-



漂着ごみ組成調査の結果

- 1 実施日 令和2年10月27日
- 2 場所 瀬崎漁港海岸（舞鶴市）
- 3 方法 地方公共団体向け漂着ごみ組成調査がト`ラインに準拠



4 調査結果

○組成調査

分類項目		個数	重量(kg)
人工物	プラスチック	337	22.6
	漁業関係	45	9.4
	漁業関係以外	292	13.2
	ゴム	6	0.5
	ガラス、陶器	2	0.3
	金属	24	0.9
	木（木材等）	8	10.3
	電化製品、電子機器	-	-
	その他	2	0.0
	小計	379	34.6
流木等	21	26.9	
合計	400	61.5	

○言語分類調査

言語	ペットボトル (個数)	ボトルキャップ (個数)	漁業用浮子(個数)
日本語	32	7	-
中国語	33	7	10
韓国語	9	3	6
ロシア語	-	-	-
その他	-	-	-
不明	51	16	9
合計	125	33	25

